

求職活動状況申立書

(宛先) 中央区長 □にチェックを入れてください。

1 現在の活動状況	☐ 現在、求職活動を行っている。 →下記「2 求職活動の方法」、「3 求職活動中であることが確認できる書類」にご記入ください。		
	☐ 保育所に入所した後に求職活動を →「4 求職活動予定表」に入所後の求職活動の開始する予定である。 予定をご記入ください。		
2 求職活動の方法	☐ ハローワーク(職業安定所)に行っている。(週 回数程度)		
	☐ ハローワーク(職業安定所)以外の就職支援サービスを受けている。		
	※登録機関名称 ()		
	☐ 職業訓練校に申し込んでいる、申し込む予定である。		
	☐ 会社説明会に参加し、採用試験を受けている。		
3 求職活動中であることが確認できる書類 ※写しを添付してください。	☐ ハローワーク受付票 ☐ 雇用保険受給資格者証		
	☐ インターネット求人情報サイトの個人情報登録画面・申込履歴 (氏名や住所等が記載されていることが必要です)		
	☐ その他 ()		
	※書類の添付がない方は「求職活動予定」として取扱います。		
4 求職活動予定表	月	週	入所後の求職活動の予定
	(例)		RO.O.O 会社説明会 (株)OOO RO.O.O インターネットで(株)OOOに面接応募 RO.O.O ハローワークで職業検索 RO.O.O (株)OOO面接
	1カ月	1週目	
		2週目	
		3週目	
		4週目	
	2カ月	1週目	
		2週目	
		3週目	
		4週目	
	3カ月	1週目	
		2週目	
		3週目	
		4週目	

上記の内容に相違ないことを申し立てます。

早期の就労努力をし、就労後は必ず就労証明書（月48時間以上の就労時間）を提出します。

保育所などに入所した月から3カ月以内に就労を開始したことが確認できる就労証明書を提出しなかった場合は、保育所などを退所させられても異議はありません。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

※求職活動の教育・保育給付認定の有効期間は、利用希望月の初日から翌々月の末日（3カ月間）です。入所保留となり、それ以降も引続き求職活動での認定により、申込を継続するためには、利用希望月の翌月の末日までに改めてこの求職活動状況申立書を提出する必要があります。